

# 試験研究機関における農学研究の評価基準

梶浦 一郎

東京農業大学客員教授・（独）農業食品産業技術総合研究機構前理事

著者は今春、36年間にわたる農林省、独法の研究現場、管理運営から退任した。この間、管理者として農学分野の研究（者）の研究評価・業績評価を担当してきたので、この経験を踏まえて、現役時代には文章化に躊躇する「試験研究機関における農学研究（者）の業績評価」を総括してみたい。この文章が、とかく論文重視ととらえがちな研究者に評価基準を正しく伝える事につながり、研究者が国や世界の食糧生産や消費、流通に安心して貢献できればと思う。

## 1. 研究者の教育・養成

大学との本質的な違いは、試験研究機関には「教育」という機能が無い事である（農業者大学校を除く）。そこで、評価に当たっては、判定が難しいであろう「教育」への貢献という要素が無く、大学より基準が明確に示しやすいのでは無かろうか。また、近年はポストクの選考採用を重視してきたため、採用者は研究者として、独立した運転免許証を保持していると見なしてきた。世界の食糧情勢から見て、独法への期待が大きく、研究を加速させねばならないとき、更には、ポストクが大量に漂流していることを考えると、ポストクの採用は独法の使命の一つでもあろう。

しかしながら、独法の研究現場では、大学院での教育とは多少、異なる要素、素養が必要であり、生産、消費、流通、農村といった現場での対応が必要で、より広範な分野の再教育が必要となっている。採用の現場では、20歳代はきわめて稀であり、35歳以上の応募者も多く、専門性が強く固定されてしまっている者も多くて、潜在的可能性に首を傾げる例も多く見かけるようになってきた。このため、独法自らが大学院での教育のように、時間をかけて研究者の養成をはかる必要も生じてきている。このため、学部卒業生から採用し、OJTで研究者として「教育」する必要が生じている。このため、大学との交流、民間からの採用なども含め、多様な採用方法を取らざるを得なくなっている。独法という民間機関が国家公務員試験をどのように位置づけるか等、検討課題が多い。

## 2. 研究業績の評価

### (1) 背景

多様な経験を経て、独法に採用され、研究活動を行った者の研究業績の評価をどのようにするか、更には独法に適した評価基準はどのように考えるかが重要となっている。一方では、評価結果を研究資金の配分や研究者の処遇へ反映することが強く求められてもいる。このため、以前にも増して評価の視点、基準の明確化が問題となっている。農学分野、試験研究機関での研究者の評価方法については、研究者が一番、関心を寄せる事項であり、

研修や懇談、交渉などの場で問いかけてきたが、退任した時をとらえ、著者なりに整理して見たい。

## (2) 評価の三つの視点

農学分野の独法では、評価に三つの視点が必要であり、それら三点を総合的に組み合わせるのだろう。この組み合わせの重きの置き方、判断の仕方が極めて重要であり、評価者の研究者としての力量が問われ、評価者が評価されることになる。

### a. 科学技術発展への貢献

第一点目は、「科学技術発展への貢献」である。これは主として学術論文として公表されてくる。論文の質の高さ、インパクトの大きさ、被引用数、掲載誌のインパクトファクターだけでなく、論文数も意味を持つてくる。ポスターや口頭発表により、他の研究者の批判に曝し、批判を受け、原著論文として審査され、総説などで広く研究者、技術者に知らせるのが原則である。ここでのポイントは、独りよがりな自分だけの評価にこだわらないで、他者の評価を受けると言うことだろう。このようなことは大学では当たり前の事だが、独法では、水田の中に立ち、牛を前にしていると他者との議論の訓練がしにくく、とかく忘れがちになる。

### b. 農業生産、消費・流通活動への貢献

第二点目は、「農業生産、消費・流通活動への貢献」である。典型的な例として、品種改良（育種）がある。スーパーに行けば、独法で育成された品種が並んでいるが、生産者の写真は貼られていても、育成者の名はない。育成者本人や家族の名前の一部を品種名に秘かに潜り込ませたくなるが、独法ではタブーである。具体的な評価としては育成した品種数だけでなく、生産現場への普及（可能性）が考慮される。しかしながら、品種登録までには時間が掛かり、働き盛りの研究者の評価では判定しづらい。私自身が二十代後半に育成に関与した品種が退任した今頃、スーパーに並び始めた。

更に、独法の育種は諸先輩から引き継がれ、多くの人が関与していて、個人の研究業績評価に組み入れる場合は、寄与度（持ち分比率）も考慮しなければならない。作目により、育種の仕組みや体制が異なり、寄与度の計算式が有る作目もあれば、古くからの伝統方式に従っている作目もある。一方では、もち小麦や超強力小麦の発見のように画期的形質を持つ系統の選抜や中間母本への登録も重視しなければならない。このような教科書に載るような新発見は品種育成と切り離して学会誌への投稿を強く推進している。

品種とともに、特許出願も重要である。独法が製造方法やそれからの食品などに特許をかけ、許諾を与えて、収入を上げる事が求められている。また、品種も同様だが、中国などの海外に特許や品種登録を行い、不法な栽培などを防止する事も重要となっている。一方、民間となったことに伴い、登録料、その維持費負担が大きくなっていて、使われない特許や品種の登録を整理したり、将来の普及を推定して厳選して登録せざるを得なくなっている。このことは研究者の評価で特許や品種の数を考慮する側面と矛盾する事になる。独法化に伴い、登録の申請は本部の知的所有権担当が事務を担い、登録するか判断は研

研究所の意向を尊重しつつ、本部で統一的に判断するようになった。登録に伴う研究者自身の作業時間は大幅に少なくなっている。

実験する時間を割いて、J Aの講演会等で品種や新技術を説明したり、専門分野の動向、品種の将来性などを話すことは重要であり、視察者の案内等を含め、生産者、消費者への直接対話を重視している。これらは現場からの要請を直接聞く機会であり、ヒントをもらい、研究者としてのモチベーションを高める作用もある。

#### c. 行政施策や研究所運営への貢献

三つ目の視点は、「行政施策や研究所運営への貢献」である。長年にわたり蓄積してきた作物、家畜、疾病への知識を行政に置ける各種委員会で活用することは独法職員として本来の業務の一つである。また、豚インフルエンザ、鳥インフルエンザなどの家畜疾病や、植物病虫害の発生、気象災害、ダム管理などの水防においては、全てを投げ打って参加せねばならず、極めて高度な守秘義務も負っている。

また、図書館管理、雑誌編集、各種所内委員会への参加など、研究所運営への地道な参画も重要である。独法の管理者の経験から見ると、この視点から見て参加をいやがる者もなきにしもあらずであり、研究所運営への不貢献度としてマイナス評価をするべきと考へたくなる者も中には出てくる。

### 3. 終わりに

以上のように三つの視点を総合して研究者の評価を行ってきた。しかし、冒頭に述べたように、研究者を養成する、教育するという機能が有る以上、研究者の基本である原著論文を執筆するという第一の視点が強く求められるのだろう。

独法の特徴は、一つのプロジェクトを進めるときも、バイオテック、育種、栽培、植物整理、病虫害、更には社会科学系、人文科学系といった多くの分野の研究者が参画する点にある。農学研究の最も魅力のある所ではなかろうか。

研究の評価という課題をご紹介することにより、独法の農学分野の研究者の活動使命、評価について、日本農学アカデミー会員の皆様に多少なりともご理解頂けたと思う。